

消防法施行規則第三十一条の六第六項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件

平成十二年十二月十一日

消防庁告示第十一号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十一条の六第五項第十号の規定に基づき、同号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定める。

消防法施行規則第三十一条の六第五項第十号に規定する同項第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項に規定する第二次試験に合格した者(機械部門、電気・電子部門、化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係るものに限る。)
- 二 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- 三 船舶職員法(昭和二十六年法律第四百九号)第四条第一項に規定する海技従事者の免許を受けている者(一級海技士(機関)、二級海技士(機関)又は三級海技士(機関)に係るものに限る。)
- 四 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第五条第一項に規定する建築基準適合判定資格者検定に合格した者
- 五 消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し一年以上の実務経験を有する者
- 六 建築行政に係る事務のうち建築物の構造及び建築設備に係る事務に関し二年以上の実務経験を有する者

附 則

- 1 この告示は、平成十三年一月一日から施行する。
- 2 昭和五十年自治省告示第八十九号第一第一号から第九号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件(昭和五十年消防庁告示第十一号)は、廃止する。